

鈴鹿市伝統産業会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 7 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市規則第 4 号

鈴鹿市伝統産業会館条例施行規則の一部を改正する規則

鈴鹿市伝統産業会館条例施行規則（昭和 5 8 年鈴鹿市規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
第 8 号様式（第11条関係） 略	第 8 号様式（第11条関係） 略 <u>備考 振込手数料は申請者の負担となります。</u>

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。